

## 第2回名寄市公立大学法人評価委員会

日時：令和8年7月13日 13：30～

場所：名寄市役所名寄庁舎4階第一委員会室

### 次 第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
  - (1) 中期目標素案について
- 4 その他
- 5 閉会

資料1 中期目標素案

資料2 中期目標素案への大学意見

# 公立大学法人名寄市立大学

## 中期目標（案）

令和9年度～令和14年度



令和9年4月

名寄市



## 【前文】

名寄市立大学は、昭和 35 年（1960 年）4 月に開学した名寄女子短期大学を母体に、平成 18 年（2006 年）4 月、保健福祉学部（短期大学部児童学科を併設）の 4 年制大学として開学した。平成 28 年（2016 年）4 月には、新たに社会保育学科を設置し 1 学部 4 学科体制を整え、「ケアの未来をひらき小さくてもきらりと光る大学」を理念とし、北海道北部地域における知の拠点として、保健医療福祉分野の専門職人材を養成・輩出するとともに、教育研究活動や地域貢献活動を通じて地域社会の発展に重要な役割を果たしてきた。

今日、世界的には、AI に代表される情報技術の進展や、多様な国際的ネットワークの形成など、急激なグローバル化進展の時代を迎えている。一方、わが国では、急速な人口減少と少子化を背景に、生産年齢人口の減少や変容する地域社会のあり方など、さまざまな局面で課題が顕在化している。

人口減少の点では、北海道は、日本全体より 10 年早く人口減少が顕在化し、中でも名寄市など北部地域はその早さが予測を上回っており、それへの対応が大きな地域課題となっている。

こうした中、開学 20 年を経て名寄市立大学は、北海道北部地域における未来をめざす「知の拠点」として、生きがいや充実感を感じ、健やかに安心して暮らすことのできる持続可能な地域社会の実現のため、さまざまな課題にスピード感を持つ的確・柔軟に対応できる公立大学法人として新たにスタートする。

公立大学法人名寄市立大学が学生から選ばれる魅力ある大学であり、これからも地域とともに歩む大学として発展し続けるよう、ここに中期目標を定め、以下 4 点を第 1 期中期目標期間の重点事項として掲げる。

- 1 教 育：学修者本位の視点に立った教育の質向上に取り組むこと
- 2 研 究：北海道北部地域の「知の拠点」として、地域と連携した研究を推進すること
- 3 地域貢献：教育研究の成果を地域課題の解決に繋げ地域の更なる発展に取り組むこと
- 4 法人運営：自律性と機動性を確保した透明性の高い法人運営を行うこと

## 第1 中期目標の期間及び教育研究の基本組織

### (1) 中期目標の期間

2027年（令和9年）4月1日から2033年（令和15年）3月31日までの6年間

### (2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

| 学部     | 学科     |
|--------|--------|
| 保健福祉学部 | 栄養学科   |
|        | 看護学科   |
|        | 社会福祉学科 |
|        | 社会保育学科 |

この他、学部に通ずる教育を実施するため、教養教育部を置く。

## 第2 教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (1) 人材養成

- ・養成する人材像の明確化を図り、基礎的な知識・技能及び汎用的能力を基盤に、保健医療福祉分野の専門性を身に付けて地域社会を支え、地域課題の解決に向けて主体的に行動することができる人材を養成する。

#### (2) 教育内容

- ・学修者本位の教育の視点に立った卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針等の見直しを含め、体系的で組織的な教育及び教育課程を全学・各学位プログラムで展開し、教育の質のさらなる向上に取り組む。また、学修成果の把握・可視化を適切に行い、継続的な教育改善につなげる。
- ・地域をキャンパスとする教育の展開・充実を図る。
- ・学科横断の連携・協働の取組である、多職種連携教育を深化・展開する。
- ・他大学、他機関等との連携により、教育内容、教育方法の充実を図る。
- ・ICTやAIなどの技術を適切に活用し、課題を解決できる能力を育む教育を展開する。

#### (3) 専門教育の充実と発展

- ・専門分野における、より高度な専門職業人、地域課題の解決に対応した研究能力を備えた人材を養成するため大学院を設置する。また、学部の専攻科設置を検討する。

### 2 学生の確保に関する目標

- ・養成する人材像に基づき、入学者受入れの方針をより明確化し、選抜方法を含め、意欲ある多様な学生の受入れを推進する。

- ・入学者の安定的な確保に向け、名寄市立大学の特色や魅力を戦略的に発信するなど、広報活動における発信力の強化を図る。
- ・高大連携の強化・拡大を図るとともに、義務教育諸学校に向けて高等教育に触れる機会を設けるなど、高等教育や保健医療福祉に係る専門職への理解・関心を高める。
- ・学位プログラムごとに入学定員の充足状況について注視し、必要に応じて定員や学科等を見直す。

### 3 学生支援に関する目標

- ・学生の多様なニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築するなど、修学、学生生活、キャリア等に関する総合的な学生支援を行う。
- ・後援会、同窓会等と連携しながら、在学生・卒業生への支援を充実する。

### 4 研究に関する目標

- ・北海道北部地域の「知の拠点」として、地域と連携した研究を推進する。また、研究活動を支援する仕組みや研究環境の整備・充実を図る。
- ・産学官金連携を強化し、地域産業の活性化や共同研究、受託研究など地域課題の解決に向けた共同プロジェクトを積極的に推進する。
- ・研究活動の適切な評価を行うとともに、研究成果を積極的に公表する。また、公正な研究活動を支えるため、研究倫理及び研究インテグリティを確保し、研修・相談・監査等を含む体制を構築する。

### 5 地域連携・地域貢献に関する目標

- ・地域社会との連携を強化し、教育研究の成果を地域課題の解決に繋げ、地域の更なる発展に取り組む。
- ・コミュニティケア教育研究センターを地域のシンクタンクの中心として、名寄市立大学が有する知的・人的・物的資源と地域課題のマッチングを図り、北海道北部地域における地域課題の解決を推進する。
- ・多文化共生の視点や地域住民の多様なニーズに応じた公開講座等の充実を図るとともに、生涯学習及び地域の社会人・専門職に対するリカレント教育・リスキリングの機会を広く提供する。
- ・学術資料及び学術情報の収集・整理・保存・提供という大学図書館機能の充実を図り、教育研究活動の支援、また、地域の専門職への支援や地域社会への貢献を推進する。

### 6 国内交流・国際交流に関する目標

- ・国内外の協定校を含め他大学等との交流を推進し、教育研究の質向上に繋げる。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

### 1 法人運営の強化に関する目標

- ・関係法令及び「公立大学ガバナンス・コード」に基づく適切なガバナンスを確保する組織体制の整備・運用を図り、判断権限と実行責任の一致のもと自律的で機動的な意思決定等を通じて、教育研究機能が適切に発揮される透明性の高い法人運営を行う。

## 2 業務運営の改善に関する目標

- ・学生サービスの向上、事務組織、事務手続き等の見直しや費用対効果を勘案したデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等により大学運営の効率化・合理化に努める。

## 3 適正な人事制度に関する目標

- ・教職員の配置等に係る適切な中長期計画を策定し、採用及び配置、必要に応じた見直し等を行う。
- ・多様な採用形態、柔軟な就業形態等の制度を導入するとともに、公正で適切な人事及び評価を行う。
- ・人事評価結果に基づく処遇・研究費等への適切な反映について、第1期中期目標期間中に実施する。
- ・計画的なFD・SD研修の実施等により、教育研究を担う教職員の資質向上を図る。
- ・法人が直接雇用する職員の段階的な採用等を含め、高度な専門性を持つ職員の育成を図り、業務の継続性を確保する。

## 第4 財務内容の改善に関する目標

### 1 自己収入の確保に関する目標

- ・弾力性のある財政運営に向け、外部資金の獲得等により自己収入の確保を図る。
  - (1) 外部資金
- ・科学研究費助成事業（科研費）等の外部資金の獲得に向け、積極的な情報収集とその共有を推進し、応募・採択等を支援する。
  - (2) 財源確保
- ・学納金等の確実な徴収管理を行うとともに、積極的な情報発信による寄附金の募集等により、安定的な財源の確保を図る。

### 2 経費の効率的な執行に関する目標

- ・運営費交付金が地域の貴重な財源から交付されていることを念頭に、地域経済の循環も視野に入れつつ効果的な経費執行に努める。
- ・実績・評価に基づいた教育経費及び研究経費への配分基準の明確化を図る。

## 第5 自己点検及び自己評価並びに情報公開に関する目標

### 1 自己点検・自己評価に関する目標

- ・内部質保証体制及び関係規程に基づいた客観的な自己点検・評価を定期的実施し、PDCA サイクルを通して教育研究及び組織・運営の改善と充実を図り、その結果を公表する。
- ・認証評価結果に基づく改善等を着実に実施し、進捗状況を公表する。
- ・中期目標期間中に実施する法人の中間評価に向けて、自己点検・自己評価の他、認証評価結果に基づく改善等に対して、有識者ほか学外者による評価を行う。

## 2 情報公開に関する目標

- ・教育研究、地域貢献、法人運営に関する情報を積極的に公開し、経営の透明性の確保、地域住民や社会に対する説明責任を果たす。

## 第6 その他業務運営に関する目標

### 1 コンプライアンスに関する目標

- ・各種法令の遵守、ハラスメントの防止、人権擁護、研究インテグリティ、情報セキュリティ等に関する行動規範を整備し、併せて内部統制や公益通報制度の充実を図る。
- ・研修・啓発等を通じて、教職員及び学生が名寄市立大学の一員としての自覚と責任を持って行動することを推進する。

### 2 危機管理・安全管理に関する目標

#### (1) 防災体制の整備

- ・不測の事態に迅速に対処できる危機管理体制を整備する。併せて、危機管理計画（CMP）および事業継続計画（BCP）を策定するとともに、名寄市、関係機関等と連携した災害応急対策や避難等に関する具体的な計画策定及び訓練を推進する。
- ・事故、災害の未然防止と被害の発生を最小限に食い止めるため、平常時から災害に対する備えを心がけるなど、教職員及び学生の防災意識の向上を図る。

#### (2) 情報セキュリティ

- ・教職員及び学生に対して情報モラル及び情報セキュリティに関する啓発を継続的にを行い、個人情報等の適切な管理、情報漏洩の未然防止を図る。
- ・万一の発生時に備え、迅速な被害拡大防止と早期復旧の対応体制を構築する。

#### (3) 安全衛生管理

- ・学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいた安全衛生管理体制を整備し、労働災害の防止や学生・教職員の健康維持に努める。

### 3 施設・設備の整備及び活用に関する目標

#### (1) 施設・設備の整備

- ・施設・設備の適切な維持管理を徹底し、中長期的な改修・更新計画の策定及び維持管理コストの精査を行い、設立団体との情報共有・連携を図る。

#### (2) 施設の活用

- ・教育研究活動及び学生生活を優先した上で、地域住民等への施設・設備利用を促進する。

| 用 語 |              | 解 説                                                                                                 |
|-----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 北海道北部地域      | 上川北部・宗谷・留萌・オホーツク北部の概ね塩狩峠以北の、生活圏・医療圏・経済圏が一体化したエリア。                                                   |
| 2   | 知の拠点         | 主に大学や研究機関が持つ専門的な知識（知）を集約し、地域や産業の発展に活かすための中核的な場。                                                     |
| 3   | 生産年齢人口       | 「国内の生産活動を支える中心的な世代」とされる人口のこと。一般的に 15 歳以上 65 歳未満。                                                    |
| 4   | 公立大学法人       | 地方独立行政法人法に基づき、自治体が大学を運営するために設立する独立した法人。                                                             |
| 5   | 学修           | 大学などの高等教育機関で使われる言葉で、単に知識を学ぶだけでなく、主体的に学問や技能を修めること。                                                   |
| 6   | 卒業認定・学位授与の方針 | （ディプロマ・ポリシー／D P）「どのような力を身につけた学生に卒業を認め、学位を授与するか」を定めた基本的な方針。「卒業時の到達目標（ゴール）」を明文化したもの。                  |
| 7   | 教育課程編成・実施の方針 | （カリキュラム・ポリシー／C P）「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」で掲げた目標を達成するために、「どのような授業を、どのような順序や方法で組み立て、評価するか」を定めた具体的な計画書。   |
| 8   | 入学者受入れの方針    | （アドミッション・ポリシー／A P）「どのような学生を求めているか」をまとめ、大学の教育理念や卒業時の目標（ディプロマ・ポリシー）に基づき、入学前にどのような準備をしてきてほしいかを明文化したもの。 |
| 9   | 学位プログラム      | 学生が学位を取得するために、身に付けるべき能力を明確にし、それに沿って体系的に設計された教育課程のこと。                                                |
| 10  | 学修成果の把握・可視化  | 学生が大学教育を通じてどのような知識、技能、態度を身につけたかを客観的に測定し、グラフや数値などで目に見える形にすること。D P（ディプロマ・ポリシー）に対する達成度を明確にする。          |
| 11  | 多職種連携教育      | （IPE：Interprofessional Education）異なる専門職の学生や実務者が共に学び合い、互いの領域のことを学ぶこと。                                |
| 12  | 専攻科          | 学部卒業後に、さらに深く専門的な知識を学んだり研究したりするために設けられた 1～2 年間の教育課程のこと。                                              |

|    |           |                                                                                                                   |
|----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | 高大連携      | 高校と大学が協力して、高校生に大学レベルの教育や研究に触れる機会を提供する取り組みのこと。                                                                     |
| 14 | 義務教育諸学校   | 義務教育を行うすべての学校の総称。小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中学部。                                                       |
| 15 | 産学官金連携    | 民間企業、教育・研究機関、行政機関、そして金融機関の4つの組織が協力し、新しい技術の開発や地域活性化、社会課題の解決を目指す取り組みのこと。                                            |
| 16 | 共同研究      | 大学の研究者と民間企業などが共通の課題に対し、対等な立場でリソース（人員、資金、設備など）を出し合い、協力して取り組む研究制度。                                                  |
| 17 | 受託研究      | 外部（企業など）から依頼を受け、大学等の研究機関が費用負担を得て研究を実施し、その結果を報告する制度。                                                               |
| 18 | 公正な研究活動   | 研究者が高い倫理観に基づき、「誠実さ」「正確さ」「客観性」をもって研究に取り組むこと。公正な研究に不可欠な「3つの禁止」として、「捏造（ねつぞう）」「改ざん」「盗用」を行わないことが大前提。                   |
| 19 | 研究倫理      | 研究者が研究活動を行う際に守るべき道徳的な規範やルールのこと。科学の信頼性を保ち、研究に関わる人や動物の権利を守るために不可欠な要素であり、研究不正の防止、対象者への配慮、動物愛護や環境への配慮の3つの側面がある。       |
| 20 | 研究インテグリティ | 研究者が自律的に担保すべき「研究の健全性・公正性」を指す概念。単なる「研究不正（捏造・改ざん・盗用）の防止」にとどまらず、近年では特に「海外からの不当な影響力」や「技術流出」のリスクから研究を守るという意味合いが強まっている。 |
| 21 | シンクタンク    | 大学が持つ高度な専門知や研究能力を、単なる学術研究に留めず、政府や自治体の政策立案、地域課題の解決、企業の意思決定などに直接役立てる役割のこと。                                          |
| 22 | リカレント教育   | 社会に出た後も「教育（学び）」と「仕事」を生涯にわたって交互に繰り返す教育形態のこと。学びなおし。                                                                 |
| 23 | リスキリング    | 新しい職業に就くため、あるいは今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。                                                        |

|    |                       |                                                                                                                |
|----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 | 公立大学ガバナンス・コード         | 公立大学が、その社会的責務を適切に果たすと同時に、直接的・間接的に影響を受けるあらゆる利害関係者との信頼関係をさらに確かなものにすることを目的として、公立大学に共通するガバナンスの基本原則について公立大学協会が示すもの。 |
| 25 | ガバナンス                 | 「統治」「管理」「統制」を意味する言葉。組織が健全で公正な運営を行い、持続的な成長を遂げるための「仕組み」や「体制」そのものを指す。                                             |
| 26 | デジタル・トランスフォーメーション（DX） | デジタル技術を使って、ビジネスや社会の仕組みをより良いものに変革すること。                                                                          |
| 27 | FD・SD研修               | 教員を対象としたFD（ファカルティ・デベロップメント）と、事務職員・技術職員を対象としたSD（スタッフ・デベロップメント）。教育機関における教職員の資質・能力を向上させるための組織的な取り組み。              |
| 28 | 科学研究費助成事業（科研費）        | 文部科学省と日本学術振興会（JSPS）が運営する国内最大規模の競争的研究費。                                                                         |
| 29 | 運営費交付金                | 設立団体が公立大学法人に対し、その業務を安定的かつ継続的に運営するための「基盤的な経費」として交付する資金のこと。                                                      |
| 30 | 内部質保証体制               | 大学などの高等教育機関が自らの責任で「教育・研究の質を維持・向上させるための仕組み」を構築し、運用すること。                                                         |
| 31 | PDCA サイクル             | 検証・改善（PDCA）サイクル。業務や学習の質を継続的に改善するための「管理サイクル」の手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価・分析）→Act（改善）から次のPlanに繋げ、目標達成の精度を高めていく。  |
| 32 | 認証評価                  | 文部科学大臣が認めた第三者機関（認証評価機関）が、大学などの教育・研究の質を定期的にチェックする制度のこと。                                                         |
| 33 | 法人の中間評価               | 地方独立行政法人法の規定により行われる中期目標期間4年目終了時の6年間の見込み実績評価。                                                                   |
| 34 | コンプライアンス              | 企業や組織が法律や規則を守って活動すること。                                                                                         |
| 35 | ハラスメント                | さまざまな場面において発生する「嫌がらせ」や「いじめ」のこと。本人の意図にかかわらず、言葉や態度によって相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つける行為。                                 |

|    |             |                                                                                                                  |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 36 | 情報セキュリティ    | 所有する大切な情報資産を、外部の攻撃や内部の不正から守り、安全に使い続けられる状態を維持すること。デジタルデータだけでなく、紙の資料や人の知識なども含めた「情報」全般を保護の対象とする。                    |
| 37 | 内部統制        | 中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み。                                       |
| 38 | 公益通報        | 労働者、派遣労働者、役員、それらであった者などが不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、勤務先における刑事罰・過料の対象となる不正を勤務先事業者や行政機関、報道機関等に通報すること。       |
| 39 | 危機管理計画（CMP） | （CMP：Crisis Management Plan）<br>組織に甚大な影響を及ぼす予期せぬ「危機」が発生した際、被害を最小限に抑え、迅速に平常状態へ復旧させるための具体的な行動指針。                   |
| 40 | 事業継続計画（BCP） | （BCP：Business Continuity Plan）<br>自然災害やシステム障害などの緊急事態において、「中核となる事業を中断させない」、あるいは「中断しても早期に復旧させる」ために、あらかじめ決めておく行動計画。 |
| 41 | 設立団体        | 地方独立行政法人法に基づき、法人を設立した地方公共団体（自治体）のこと。名寄市。主な役割として、法人の資本金の半分以上を出資する、理事長や監事の任命を行う、法人が達成すべき「中期目標」を策定・指示するといった役割がある。   |

令和8年6月22日

名寄市長 加藤 剛士 様

名寄市立大学長 家村 昭矩



## 公立大学法人名寄市立大学第1期中期目標素案への意見

## 1. 【前文】1期中期目標期間の重点事項 2 研究

2 研究：学術研究と地域課題の研究を推進し、北海道北部地域の「知の拠点」として地域と連携した研究を推進となること

\*下線部分を加除。教育のためには研究が必要であり、その目的が地域のみに限定されるような印象を与えてしまいます（これは教員公募にとってもマイナス）。本学は大学として、真理の探究（学術研究；基礎研究を含めた科研費等をイメージ）と地域課題の研究（地域貢献を含む；ケア研の課題研究をイメージ）の両立を目指すことを目標とします。

## 2. 第1-（2）教育研究上の基本組織

\*教養教育部は、本学の保健福祉学部を構成するものとして位置づけられ（学則第11条）、組織図、大学案内等にも紹介しています。このため教育研究上の基本組織として図示する場合には、その中に明示されるのが適当であると考えます。

しかし、別記せざるをえない場合は、教育研究上の基本組織である教養教育部として、「…学部に共通する教育と研究を実施するため」と、下線部分の加筆が必要です。

## 3. 第2-1-（1）人材養成

・養成する人材像の明確化を図り、多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに、基礎的な知識・技能及び汎用的能力を基盤に～

\*下線部分を加筆。本学の各専門領域に共通する教育の重要な基本的な目標として、定款(案)第1条（目的）にある「…総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成…」の記述を踏まえ、目標の中に明示することが必要だと思います。

## 4. 第2-1-（2）教育内容

・学科横断の連携・協働の取組である、連携・協働の基礎力の醸成を目指した学科横断型の多職種連携教育を深化・展開する。

\* 下線部分を加除。「学科横断型の講義をすること」が連携・協働の取り組みではありません。連携・協働の基礎力を学ぶために「学科横断型の多職種連携教育」を行うという理解がより適切です。

5. 第2-2 学生の確保に関する目標

・養成する人材像に基づき、入学者受け入れ方針をより明確化し、～

\* 下線部分を削除。「明確化」を強調する誤解を避け、その後に続く「多様な学生の受け入れ」との整合性をはかる意味で「より」を削除するのが適切ではないでしょうか。

6. 第2-4 研究に関する目標

・北海道北部地域の「知の拠点」として、地域と連携し学術研究と地域課題の解決に向けた研究を促進する。

\* 下線部分を加除。地域と連携する事を目的にせず、地域の課題に取り組むことを明示し、学術の探究が地域の課題に狭小化されることなく、学術と地域課題という二本立てと、基礎研究領域の視点も加味しました。

7. 第2-5 地域連携・地域貢献に関する目標

・地域社会との連携地域の諸主体と教育研究の推進について連携を強化し、教育研究その成果を地域課題の解決に繋げ、地域の更なる発展に取り組む貢献する。

\* 下線部分を加除。地域社会（コミュニティ）と地域（エリア）の違いが判然としません。地域の多様な人々・機関を対象とするのであれば、「諸主体」として記述し、また、「連携する事」が目的になっているため、連携は教育研究の推進のために必要な手段であるとししました。

8. 第3-3 適正な人事評価制度に関する目標

・人事評価結果に基づいた給与・研究費等への適切な反映評価制度への活用について、第1期中期目標期間中に検討し実施する。

\* 下線部分を加除。人事評価結果に基づき対応するにあたって、目標として示す場合、その内容を十分な検討を経て実施するものとして示すのが適切ではないでしょうか。